

10月1日の消費税増税を前に、「価格表示」をどうすれば良いか(税抜表示、税込表示いずれにすべきか? 軽減税率への対応は?)、税法上の規定に基づく「価格表示」について再確認いたします。

(1)原則(税法上)の取扱い

国税庁では、2004年4月から、消費税の価格表示について、原則としてあらかじめその取引価格に消費税額等を含めた価格で表示する「総額(税込価格)表示」を義務付けています。

それまで主流であった「税抜価格表示」では、会計時の支払総額がわかりにくい、「税抜表示」のお店と「税込表示」のお店が混在して価格の比較がしづらい、といった状況が生じていました。

「総額表示の義務付け」は、このような状況を解消し、値札等を見れば消費者が一目で「消費税等を含む支払総額」がわかるようにする、消費者の利便性に配慮した制度です。

国税庁では、税込価格の表示方法について、具体的には次のようなパターンで表示するように指導しています。

- ①10,800 円
- ②10,800 円(税込)
- ③10,800 円(税抜価格 10,000 円)
- ④10,800 円(うち消費税額等 800 円)
- ⑤10,800 円(税抜価額 10,000 円、消費税額等 800 円)
- ⑥10,000 円(税込 10,800 円)

なお、表示された価格が税込価格であれば「税込価格である」旨の表示は必要ないとされており、①のように消費税等について記載がなければ、それは税込価格を意味すると国税庁では解釈しています。

また、総額表示義務は消費者を対象としたものであるので、事業者間でやり取りする見積書、契約書、請求書などは対象外となります。

(2)税抜表示の特例措置

一方で、小売店などの事業者からすれば、消費税率の変更のたびに店頭やサイト、広告など全ての価格表示を変更する必要がある「総額表示」は多大な事務負担となります。

そこで政府は、二度にわたる消費税率の引上げに際し、2013年10月1日から2021年3月31日までの間(当初、2017年3月末までの時限立法でしたが、その後2018年9月末、現在の2021年3月末へと二度にわたり延長)、特例として、誤認防止措置を講じていれば、税抜価格のみの表示等も容認することとしました。

また、事務負担の軽減の他にも、事業者目線でいえば値段を安く見せるアピールにもなり、より消費者に手に取ってもらえるというメリットがあります。

ただし、金額が多額になるほど本体価格と税込価格の乖離が大きくなり、消費者に対し良心的とはいえないとの指摘もあります。

そのためコンビニ・スーパーなどでは、値頃感を演出しつつ、総額表示に慣れた消費者の利便性も考慮した、(1)⑥の併記方式が多く見受けられます。

なお、税抜表示を行う場合であっても、総額表示に対応することが可能である事業者については、自らの事務負担等も考慮しつつ、できるだけ速やかに対応するよう努力義務が課されています。

(3)誤認防止措置

税抜価格表示を行う場合は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法(表示価格が税込だと誤認しない方法)で行う必要があります。

例としては、個々の値札等において「〇〇円」と税抜価格のみの表示であっても、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目につ

きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行うなどです。

また、次のような表示パターンも「誤認防止措置」として認められています。

- ①10,000 円(税抜)
- ②10,000 円(税別)
- ③10,000 円(本体価格)
- ④10,000 円+税

逆に、消費税の誤認を招く可能性があるものとして認められない表示方法は次の通りです。

- ①本体価格に対して税別などの文字が極端に小さい、薄い
- ②外税に関する表示がレジ周辺にのみ掲示してある …等

(4)罰則

総額表示を行わなかったこと、または、税抜価格を表示したうえで誤認防止措置を講じなかったことに対する罰則はありません。

ただし、消費者に誤認を与えるような表示は「景品表示法」に違反する恐れがあり、この法律に違反すると、消費者庁から措置命令が出されます。

(6)今後の展望

税抜表示をめぐるのは、経済界は「個人消費の減退に繋がり、デフレ化を促進する」として税抜表示の恒久化、総額表示の廃止などを求めています。

また、日本商工会議所からは、総額表示では軽減税率適用の商品について「値段を二つ書かねばならず、店側の負担が大きい」との声が挙がっています。

一方、財務省は「消費者目線」を盾に税込表示の原則を貫く考えで、小売業界の「値頃感のある価格設定が制約される」という主張についても、財務省幹部が「会計の際に支払う金額は同じ、業界の主張する「値頃感」は、消費者をごまかしていることの裏返しだ」と税抜表示の問題点を指摘し、今のところ21年3月に予定通り特例を終了させる方針のようです。

(7)軽減税率の導入と価格表示について

本年10月1日からの消費税増税に伴う軽減税率制度の実施により、「飲食物品」と「それ以外」で適用される消費税率が異なることになりました(一部新聞も軽減税率適用)。

ですが、「価格の表示」に関する消費税法の規定そのものに変更はありませんので、これまでの対応を継続して問題はなりません。

消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁が連名で「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」の具体例を公表していますが、これは、従来の誤認防止措置に加え、適切な注意喚起を行うことで、異なる税率(8%か10%か)が適用されるものについて、消費者が誤解しないよう適切な価格表示を推進するものであり、法的な拘束力を持つものではありません。

また、医療機関で軽減税率の対象となるものがかなり限定的(サプリメント、飲料水など)であることを考えると、10月1日の税率アップに向けて取り立てて対応すべきことは然程ないと考えます(一部商品が「8%であることのアナウンス程度」)。

消費税については今後も増税など改正が予想されますので、価格表示についても試行錯誤が必要とされます。

事業の実情と事務負担のバランスを考慮しつつ、どのような価格表示を行うのか、これを機にご検討いただければと思います。